

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業が社会の公器であることを自覚し公正で透明性の高い経営体制を確立して参ります。その上で、経営環境の変化に迅速に対応し機動性のある経営システムを構築することが重要な経営課題と考えております。

また、その実現のため、「コンプライアンスの基本方針」を定め、それに基づく社内規程を整備してコンプライアンスの徹底を推進していきます。さらに、決算や重要な経営情報等については、適時適切な情報開示を行い、IR活動を通じてステークホルダーとの信頼関係を強固なものにするべく努めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しており、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
政木 喜三郎	43,887	10.45
政和商事株式会社	33,779	8.04
東京貴宝取引先持株会	31,500	7.50
有限会社ウラケイパール	16,500	3.93
有限会社ケイ・エム商事	15,900	3.78
株式会社古屋	15,700	3.74
さが美グループホールディングス株式会社	15,400	3.67
政木 喜仁	15,400	3.67
政木 ふじ江	14,238	3.39
株式会社並木製作所	14,200	3.38

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は支配株主を有していない為、該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
嘉村 孝	弁護士											
富所 淳	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

嘉村 孝	○	○	——	嘉村孝氏は、弁護士として活躍する一方、裁判官や明治大学大学院講師を務め、法律家として深く幅広い知見と経験を有しております。また、東証1部上場企業の社外監査役・社外取締役を歴任し、経営に関しても豊富な経験をお持ちであります。こうした経験と知識により、当社のガバナンス及びコンプライアンスについて社内役員とは異なる観点からの助言・監督を行うことを期待されており、監査等委員の社外取締役候補者として選任いたしました。 また、同氏及び同氏の近親者と当社との間には人的・資金的・取引関係その他の利害関係が無く、一般株主と利益相反の生じる恐れが無い独立性を維持している為、独立役員として指定するものであります。
富所 淳	○	○	——	富所淳氏は、他企業等において長年の公認会計士・税理士としての活動のなかで、ガバナンス・内部統制等について構築・改善に重要な役割を果たした経験があり、経営全般について有効な助言が期待できることから、選任をお願いするものであります。同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員の社外取締役候補者として選任いたしました。 また、同氏及び同氏の近親者と当社との間には人的・資金的・取引関係その他の利害関係が無く、一般株主と利益相反の生じる恐れが無い独立性を維持している為、独立役員として指定するものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、当該使用人を配置するものとする。この場合において当該使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けない。また、当該使用人の人事異動等の決定については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、月1回の定例監査役会を開催するほか必要あるときは随時開催しております。また、締役会その他重要な会議に出席し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行について適宜協議した上、議決に参加するほか、重要な決裁書類の閲覧等を行い業務状況を監査することとしております。そのほか内部監査部門及び会計監査人と連携を密にして、監査の実効性の向上及び内部統制機能の強化に努めております。

内部監査の担当部署として他の部署からの干渉を受けない独立した組織として社長直属の内部監査課(人員1名)を設置しております。内部監査課は監査計画に基づき、内部監査を実施し直接社長に報告するとともに、監査等委員会及び被監査部門に対しても報告を行って、必要があると認められるときは被監査部門に対して改善命令を出し、内部統制の充実を図っております。また、内部監査課は、効率的な監査を実施するため、随時監査等委員会に出席するほか、監査等委員及び会計監査人と情報交換を行って緊密な連携を保っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす監査等委員である社外取締役全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

将来的には、取締役及び従業員に対するインセンティブの付与は、業績向上に対する意欲や士気高揚のために有効であると考えておりますが、現在、当社の経営環境は非常に厳しくインセンティブを付与できる環境にありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの報酬は開示しておりません。

なお、有価証券報告書等において役員区分ごとの総額を開示しております。

2021年3月期における役員報酬の内容

取締役(社外取締役を除く)	41,700千円(基本報酬41,700千円)
監査役(社外監査役を除く)	3,600千円(基本報酬 3,600千円)
社外役員	5,400千円(基本報酬 5,400千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の総額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会の決議による役員報酬の総額は次のとおりであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬限度額150,000千円以内

2021年6月24日定時株主総会決議

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

監査等委員報酬限度額20,000千円以内

2021年6月24日定時株主総会決議

当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

b 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

2021年2月5日開催の取締役会において、「取締役の個人別報酬等の決定方針」を決議いたしました。内容は下記の通りです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は月例の確定額報酬等とし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しない。

個人別の確定額報酬等については、国内外の類似業種または同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経営状況の見通しを勘案し、株主総会において承認された総額の範囲内において取締役会にて決定する。

c 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する方針

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長政木喜仁がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬とします。権限を委任した理由は、会社全体の業績を俯瞰し、各取締役の業績を評価するのは代表取締役社長が最も適していると判断したからです。

報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、報酬支給額については、会社業績の実態及び将来の業績見通しを踏まえ、同業他社や同規模他社の動向を参考にしつつ社外の有識者の意見を求めたうえで、管理部にて各人別の報酬を立案し、管理部門担当役員が社長と十分協議を行います。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役2名は監査等委員であり、監査等委員事務局を設置し運営に関する事務は、スタッフ等の使用人が行っております。また、取締役会に参加する際には、管理本部長より事前に取締役会の議題及びその資料を配布しており、重要な事実の発生があった場合にも、その旨を報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、2021年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。この移行は、取締役が監査等委員として監査機能を担い、取締役会の業務執行に対する監督機能を強化することを目的としております。

○ 取締役会

取締役会は議長を代表取締役社長政木喜仁が務め、その他のメンバーは監査等委員以外の取締役3名(政木喜三郎、染末良生、染谷和行)及び監査等委員3名(石河正晴、嘉村孝、富所淳)の計7名で構成されております。取締役会には、3名の執行役員が常時出席し、業務実態の報告・審議への参加等により、取締役会の審議の活発化を図っております。

月1回の定例取締役会を開催するほか必要あるときは随時開催して、当社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

○ 監査等委員会

監査等委員会は、議長を石河正晴が務め、独立性の高い社外役員2名(嘉村孝、富所淳)の計3名で構成され、月1回の定例監査等委員会を開催するほか必要あるときは随時開催しております。なお、2名の社外取締役は独立役員に指定されております。また、監査等委員である取締役は、取締役会等の会議に出席し、必要に応じて意見陳述をおこなうほか、会計監査人並びに監査等委員以外の取締役からの報告を受けるなど監査等委員以外の取締役の業務執行について、厳正な適法性及び妥当性監査を行っております。

○ コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、統括責任者を代表取締役社長政木喜仁とし、顧問弁護士尾高雅美を委員長に据え、監査等委員3名(石河正晴、嘉村孝、富所淳)の計5名で構成されております。コンプライアンス上の問題点について調査・審議・承認等を行うこととしております。また、税務・法務関係業務につきましても、外部専門家と顧問契約を締結し、随時相談・確認を行い指導を受けることにより、コンプライアンスの徹底に努めております。

○ 会計監査人

会計監査人には、永和監査法人を選任しており、定期的な監査を受けるほか、会計処理その他について随時相談・確認を行い指導を受けることにより、会計処理の精度向上と透明性の確保に努めています。また、税務・法務関係業務に就きましても、外部専門家と顧問契約を締結し、随時相談・確認を行い指導を受けることにより、コンプライアンスの徹底に努めています。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、津村玲、佐藤弘章の2名が業務を執行し、永和監査法人に所属しております。

○ 内部監査部門

内部監査の担当部署として他の部署からの干渉を受けない独立した組織として社長直属の内部監査課(人員1名)を設置しております。内部監査課は監査計画に基づき、内部監査を実施し直接社長に報告するとともに、監査役会及び被監査部門に対しても報告を行って、必要があると認められるときは被監査部門に対して改善命令を出し、内部統制の充実を図っております。また、内部監査課は、効率的な監査を実施するため、随時監査役会に出席するほか、監査役及び会計監査人と情報交換を行って緊密な連携を保っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

監査等委員である社外取締役が取締役会における議決権をもつことにより、取締役会の監督機能が強化され、経営の透明性と機動性の両方が実現できる体制であると判断しております。

また、当社は社外取締役を2名選任し、独立役員として指名しており、経営監視機能の客観性及び中立性の確保については、十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については、株主総会集中日を避けるよう努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(http://www.tokyokiho.com)において、適時に情報開示を行っています。掲載している資料は、決算短信、事業報告書、電子公告等でありま	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては、管理部が担当しています。管理部長は取締役会や部長会等の重要な意思決定を行う会議に常に参加し、会社の重要情報を一元的に把握することにより、迅速で正確な情報開示に努めております。	
その他	当社は、「プライバシーポリシー」を策定し個人情報保護に関する基本姿勢を明確にし、「個人情報保護規程」により、個人情報の取り扱い基準を明確化して役員及び従業員に周知・徹底しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して、適時な企業情報を提供することが重要であるとの認識のもと、ホームページおよび適時開示を通じて、迅速かつ適切な情報開示に努めております。
その他	当社は、「プライバシーポリシー」を策定し個人情報保護に関する基本姿勢を明確にし、「個人情報保護規程」により、個人情報の取り扱い基準を明確化して役員及び従業員に周知・徹底しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業価値向上を実現するために、企業倫理の重要性を認識し、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の有効性・効率性の確保、事業活動に伴うリスクを把握し適切に対応する等、業務の適正を確保するため、会社法及び会社法施行規則等に基づき、内部統制システムに関する基本方針を策定しております。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の取締役及び使用人(以下、取締役及び使用人等という)が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとれるよう、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンス・マニュアル」、「内部通報の取扱いに関する規程」、その他関連する文書を定め、取締役及び使用人等に周知徹底させる。
代表取締役社長を統括責任者、顧問弁護士や監査等委員を構成員とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの状況を監視するとともに適時取締役会及び監査等委員会に報告を行い、コンプライアンスの実効性の確保に努める。
代表取締役社長直轄の内部監査課を設置し、監査等委員との連携を密にすることでコンプライアンス体制の機能向上を図る。
社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力とは一切の関わりをもたず、不当な要求を受けたときは毅然として対応する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項
取締役の職務執行に係る稟議書等の文書は、文書管理規程に従って保存及び管理を行い、取締役は常時閲覧できる。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティ、個人情報等に係る損失の危険の管理については、「非常災害防衛規程」、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報管理規程」等の規程に従い、管理部及び営業本部において組織横断的にリスク状況の監視及び全社的対応を行う。
また、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役または執行役員を定める。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則として月一回以上開催し、重要案件がある場合には必要に応じて随時取締役会を開催することにより、機動的かつ迅速な意思決定と正確な情報把握を行う。取締役会は、取締役及び使用人等が共有する全社的目標を定め、その目標達成のため各部門ごとの業務目標と予算を策定し、月次ごとに取締役会が目標・予算の達成状況をレビューし、必要に応じて改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。
なお、取締役の職務の執行に関する監査は、監査等委員会が実施いたします。
- (5) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、当該使用人を配置するものとする。この場合において当該使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けない。また、当該使用人の人事異動等の決定については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとする。
- (6) 当社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項あるいは組織的または個人による違法または不正な行為が発生し、または発生する恐れがあると判断したときは、監査等委員会に対して速やかに報告する。もしくは、「内部通報の取扱いに関する規程」に従って外部通報窓口に通報するものとする。外部通報窓口はコンプライアンス委員会委員長へ報告する。
内部監査課は、内部監査の経過及び結果を定期的に監査等委員会に報告する。
- (7) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会への前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を「内部通報の取扱いに関する規程」及び「コンプライアンス規程」に定めている。
- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行に関して費用の前払い等の請求をした場合、当該請求に係る費用等が監査等委員の当該職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行うものとする。
- (9) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人等にその説明を求めることができる。また、監査等委員会は会計監査人と連携を図り監査内容の説明を受けるとともに、情報交換を行う。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な退出に向け、代表取締役社長の指揮のもと適切な内部統制システムの構築を行う。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関連法令等との適合性を確保する。
- (11) 反社会的勢力排除のための体制
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為もいたしません。また、自ら反社会的勢力の力を利用いたしません。万一、これら反社会的勢力とのトラブル等が発生した場合には、法律の専門家や警察署等と連携し、毅然とした対応を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係を含め一切の関係を遮断することを基本方針としております。また、管理部を対応統括部署とし、所轄警察署及び顧問弁護士等の外部の専門機関と連携し、反社会的勢力による被害の防止に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

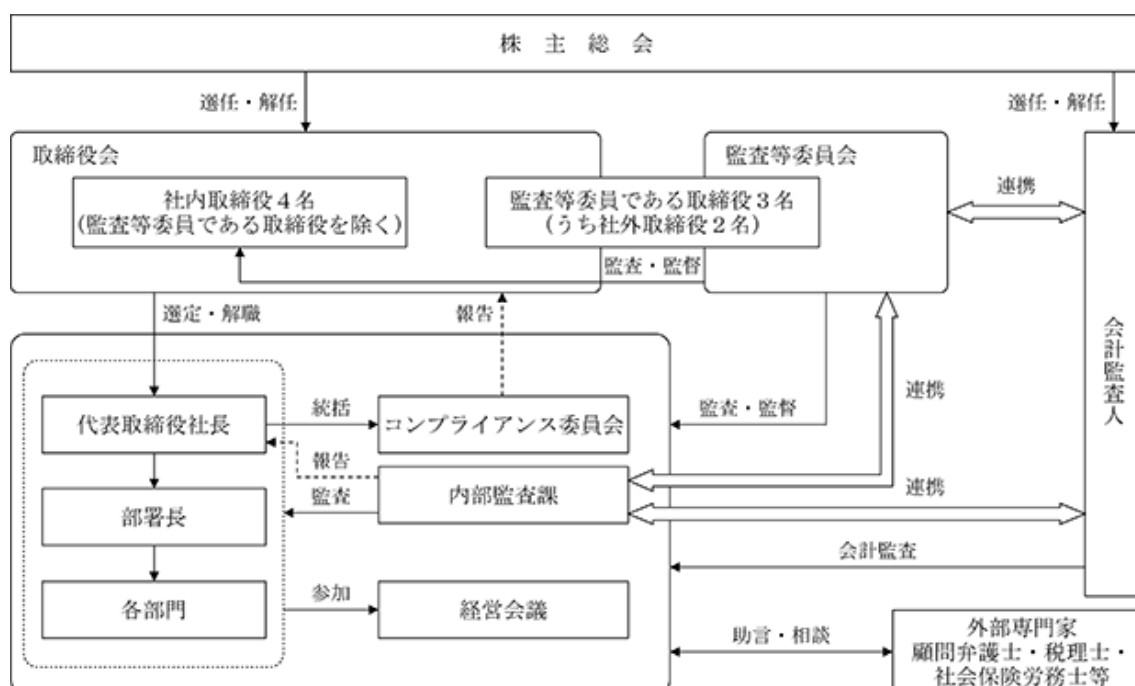
なし

該当項目に関する補足説明

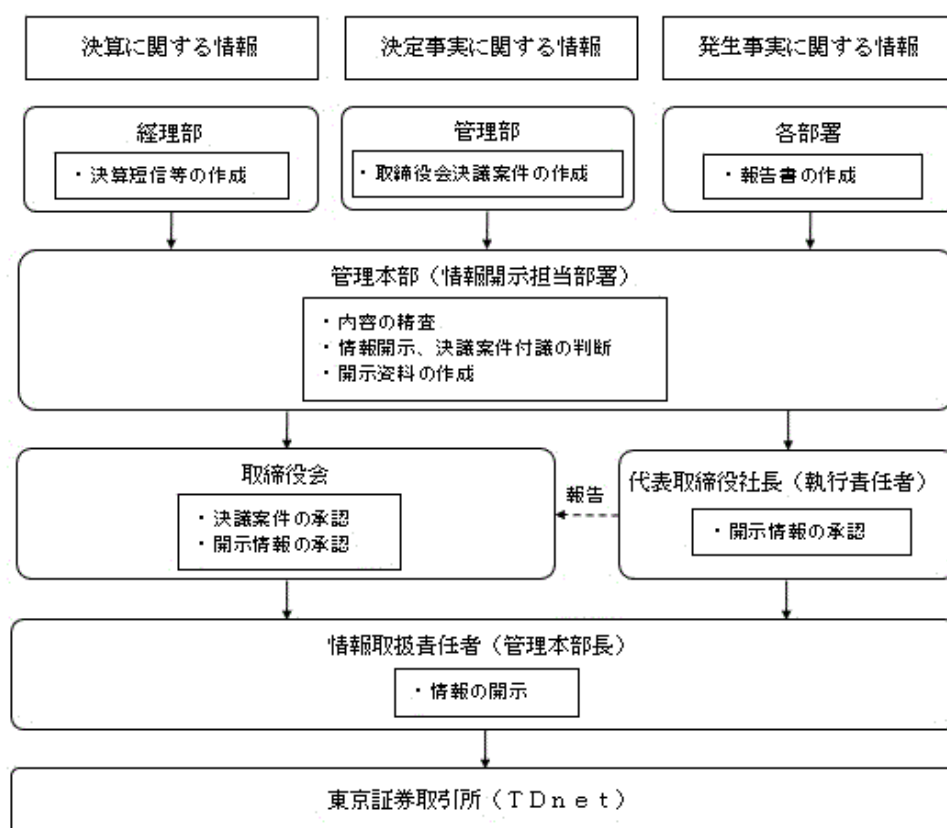
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、厳しい経営環境の中で当社を取り巻く様々なリスクを回避するために、各部門において正確な情報の収集や分析・評価に努め、全社的に情報を共有できる体制を整備しております。また、必要に応じて顧問弁護士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制も整えており、案件の重要度に応じて、取締役会や経営会議、各部門の会議において審議・検討を行い、迅速で機動性のある意思決定に努めております。

また、商品管理上の事故や取引上のトラブル等のリスクについても、担当部門におけるルーチンワークとして常に各種のリスクに備える体制を構築しております。



適時開示体制の概要(模式図)



- ・ 発生事実に関する情報（緊急を要する場合）は、取締役会に事後報告されます。
- ・ 開示後、当社のホームページ（I R 情報）にて公開いたします。